

○国家公安委員会規則第 号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十三条第六項の規定に基づき、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

国家公安委員会委員長 葉梨 康弘

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

（指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部改正）

第一条 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成十年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(教習時間の基準の細目) 第二条 府令第三十三条第一項に規定する技能教習及び学科教習の教習時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 〔一〇四 略〕 五 準中型免許に係る応用走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第三号から第六号まで及び第十号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項を除く。）に係る教習を五時限、六時限又は七時限、同表第七号に掲げる事項に係る教習を二時限、同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限並びに別表第二第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。 〔六〇十五 略〕 第四条 「1〇5 略」 6 前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては九時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大
改正前	(教習時間の基準の細目) 第二条 「同上」 〔一〇四 同上〕 五 準中型免許に係る応用走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第三号から第六号まで及び第十号に掲げる事項に係る教習を五時限、六時限又は七時限、同表第七号に掲げる事項に係る教習を二時限、同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限並びに別表第二第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。 〔六〇十五 同上〕 第四条 「同上」 6 前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大

型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ四時限又は七時限）以上、応用走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、七時限）以上行うものとする。 〔7ゝ15 略〕	大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、七時限）以上行うものとする。 〔7ゝ15 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（令和六年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表改正前欄の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第四条第六項中「基本走行にあつては十二時限」を「基本走行にあつては九時限」に、「七時限又は十時限」を「四時限又は七時限」に改め、同表改正後欄の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第四条第七項中「基本走行にあつては十二時限」を「基本走行にあつては九時限」に、「七時限又は十時限」を「四時限又は七時限」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。